

お知らせ

保険診療による体外受精をされている 患者さまへ

診療内容に変更がありますのでご確認をお願いいたします。

01 貯卵の禁止について

凍結胚がある状態で、新たな採卵ができなくなります。

保険診療において「採卵術は胚移植術を行うことを目的に実施されるべきもの」とされ、原則、貯卵は行えないとのことです。当院もその原則に従い、2023年度から貯卵は行えません。婦人科疾患の手術・治療前後の貯卵は可能です。

凍結胚がある状態で新たな採卵を希望される場合は、凍結胚を破棄するか、自費診療に変更すれば採卵可能です。自費診療に変更した場合、保険診療に戻ることは認められていません。

02 黄体補充の2剤併用が禁止となりました。

今までは、ホルモン補充周期・融解胚移植において、黄体ホルモン補充として、ルティナス膣坐剤とデュファストン内服の2剤を使用しておりましたが、今年4月よりルティナス単剤に変更いたします。黄体ホルモン注射製剤の併用もできませんので、ご理解ください。

以上は、保険診療のルールですので、自費診療の方は従来通りの診療が可能です。ご不明点がございましたら、医師やスタッフにお声がけください。